

児童通所支援利用までの流れ

児童通所支援の利用には「通所受給者証」が必要です。「通所受給者証」は市役所子ども相談課に申請し、交付されます。

児童通所支援の利用をご希望の場合、まずは相談支援事業所を選び、連絡してください。相談支援事業所は、「相談窓口」です。相談支援専門員がお子さんや保護者の方と一緒に申請に必要なサービス等利用計画（案）の作成やサービスの調整をします。

申請に必要なもの

- ・「サービス等利用計画書（案）」
- ・「障害者手帳（療育・身体・精神）」、「診断書（療育が必要とわかるもの）」、「こども発達センターの意見書」、「児童通所支援サービス利用のための状況報告書」のうちいずれか一つ

申請の流れ

1 相談

相談支援事業所の一覧は我孫子市のホームページ内の「障害福祉のしおり」の市内施設等一覧の中に「サービス等利用計画を作成できる相談支援事業所」が記載されています。



2 説明・契約

相談支援専門員は利用できるサービスについての説明をします。相談支援事業所と契約をします。

3 計画作成

相談支援専門員はお子さんやご家庭の状況をお伺いし（アセスメント）、ご相談をもとに、「サービス等利用計画（案）」を作成します。計画案には、お子さんの状況や利用の頻度（支給日数）などを記載します。

利用する児童通所支援事業所を選びます。

4 申請手続き

相談支援専門員が市役所子ども相談課に **申請に必要なもの** を提出します。

5 支給決定

利用できるサービスの種類や支給日数が記された、受給者証が交付されます。

6 サービス利用開始

受給者証が手元に届いたら、利用する児童通所支援事業所と契約し、利用を開始します。